

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 地域福祉におけるSDGs（持続可能な開発目標）



SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、地域福祉の地域共生社会創出の目標とも一致しています。

そこで、本計画においても「誰一人取り残さない」地域福祉社会の実現を目指して、SDGsの次の17のゴールの中に、次のように地域福祉の充実目標を見出し、確認します。

- 1 貧困をなくそう→特に、障がいを持つ人・高齢者・子ども等の貧困をなくすことを目指し、障がいを持つ人の就労を支援します。
- 2 飢餓をゼロに→希望しても仕事に就けない人、非正規の低賃金で働く人、子どもやホームレス等、貧困のために満足に毎日の食事が保障されていない人は、ヒトとしての基本的人権、尊厳を脅かされています。飢餓からの解放は最低限の生存権の保証です。
- 3 全ての人に健康と福祉を→最低限の衣・職・住を確保し、心身ともに健やかに、そして幸せを目指して暮らすことでヒトとしての尊厳が確立されます。

- 4 質の高い教育をみんなに→教育を受け、学びを知ることは、ヒトがヒトとして確立される基礎を創ります。特に外国人、障がいを持つ人等への教育の機会均等の保障が求められます。
- 5 ジェンダー平等を実現しよう→女性の社会参加、地域での活躍の場を創り出すという面で、とりわけ世界水準からの日本の遅れが指摘されています。性的少数者（LGBTQ）の生きる権利についても同様です。多様な人々の違い・存在を受け入れることのできる地域社会を創ります。
- 6 安全な水とトイレを世界中に→館山市の素晴らしい自然環境を保全して、安心して飲める水を確保し、快適に暮らせるようにします。
- 7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに→自然環境を汚染しないエネルギーを安くみんなに確保し、毎日を快適に暮らせるようにします。
- 8 働き甲斐も経済成長も→若者や障がいを持つ人に、やりがいのある職場を創り出し、働き甲斐を感じながら生きいきと暮らせる地域にします。
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう→昔からの豊かな漁業と農業に支えられてきた館山市の産業に、更に観光を加えて、館山市の産業の基盤を強化し、若者などが働ける豊かなまちづくりを進めます。
- 10 人や国の不平等をなくそう→障害のある人も、ない人も、若者も高齢者も、外国人も誰も排除せず、誰もが平等・対等に暮らせる地域共生社会を協働して創り出します。
- 11 住み続けられるまちづくりを→職場づくりや通院・買い物などの移動手段の確保、子育て環境の整備、近隣住民の交流の充実など、まちづくりのハード面でもソフト面でも一層充実させ、快適に住み続けられるまち・館山を実現します。
- 12 つくる責任、つかう責任→貴重な社会資源を無駄にせず、分別回収などでリサイクルするなど、循環型社会の確立で館山市の自然環境を大切にしたい暮らしを実現します。
- 13 気候変動に具体的な対策を→地球温暖化による気候変動をもたらす二酸化炭素を削減して環境を保全する取り組みを進めるとともに、気候変動による台風や大雨・洪水・旱魃などの災害に対する防災・減災の取り組みを官民協働・市民協働で進めます。
- 14 海の豊かさを守ろう→東京湾入り口の綺麗な海、豊かで美味しい海産物は、館山市の貴重な宝です。この館山の海を汚さず、磯焼けなどを防ぎ、綺麗な浜辺を確保し続けて、館山の景観と海の資源を保つ取組みを強化します。
- 15 陸の豊かさを守ろう→海の景観・資源の豊かさは、海岸から続いている陸地の丘や山の景観・資源の豊かさと直接につながっています。その陸地で耕作放棄地が増え、有害鳥獣が山の自然を荒らし、水が汚れては、海の豊かさも

守れません。陸の豊かさ・資源を守る対策の強化が海と陸の自然環境を守ります。

- 16 平和と公正をすべての人に→福祉の真髄は、ヒトとして命を授かった全ての人々の、人間としての尊厳の保持であり、誰もが幸福を追求していく中で、社会の一員として公正に自分の居場所を見つけることができるところにあります。そしてその大前提は、社会が、世界が平和であり、傷つけあわず、殺しあわずに皆が互いを尊重しあい、共生しているところにあります。
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう→地域福祉は、地域社会の多様な人々・組織・機関が協働して、誰もが暮らしやすい地域社会の仕組みを工夫することで実現します。市民・市役所・市社協・市内の保健・医療・福祉団体の連携・協働・パートナーシップで館山市の地域福祉を前進させましょう。

## 第2節 基本理念

2016（平成28）年に策定された『第4次館山市総合計画』（計画期間：平成28年度～令和7年度）では、今あるこの素晴らしい財産をもう一度見つめなおし、館山ならではの“キラリ”と輝く魅力を、私たち自身で見つけ出し、磨きあげていくこと、そして、「ふるさと館山」への誇りと愛着を大切に守り、育てていくことが、館山のまちづくりの目指すべき方向と考え、将来都市像として「笑顔あふれる 自然豊かな 「あったかふるさと」館山」としています。

さらに、子育て・福祉・医療の分野の基本目標を「互いに助け合い 誰もが健康でいきいきと暮らせるまち」としています。

また、市民意識調査（市民アンケート）の結果を分析すると、地域活動の活性化と担い手の育成・市民協働の必要性についての意識醸成が今後の課題として見えてきたところでした。

これらを踏まえ、「地域共生社会の実現」に向け、“一人ひとり”が地域の課題を我が事としてとらえ、その解決に向けて個が“繋がる”ことで、誰もが支える側であり、支えられる側でもある“支え合い”が生まれ、地域の住民全員が役割をもち“みんな”思いやりあふれる“まちづくり”を実現するため、本計画の基本理念を次のとおりとします。

『一人ひとりが繋がり はじまる

みんなで支え合う あったかまちづくり』

### 第3節 基本目標

前節の基本理念を実現するために、次の5つの項目を基本目標として定めます。

- 1 市民の繋がりの強さを活かす市民協働・公私協働の豊かなひとづくり  
様々な生活課題を持つ市民に寄り添い、人権、思いやりを育む豊かな市民福祉の心と意識の向上を目指し、市民組織への活動支援と市民交流、自治会・町内会活動の活性化などによる豊かなひとづくりを、市民協働で目指します。
- 2 暮らしやすい生活環境の更なる整備で、安心・安全な毎日を創り出す地域づくり  
生活困窮や就労、住居確保、居場所の確保、防災・減災、買い物・通院などの移動の確保、空き家や耕作放棄地の増加、それらに伴う獣害の増加などに対応し、地域の生活環境・課題を整えて、誰もが安心して安全に暮らし続けられる地域をつくりだすように努力します。
- 3 いろいろな“暮らしにくさ”に正面から向き合うサービス基盤づくり  
家族介護や子育て・児童虐待問題、孤立・孤独などを主な要因とする引きこもりや自殺、高齢者や障がいのある人の権利擁護、一人暮らし市民の終末期の諸問題など、地域生活のさまざまな“暮らしにくさ”に向き合い解決を目指す、きめの細かいサービス基盤を作ることを目指します。またそのために、課題解決能力を身につけた専門職人材の養成・確保に努めます。
- 4 多様な地域生活課題に応える包括的支援の仕組みづくり  
“暮らしにくさ”の解決に取り組む仕組みとして、市民が気楽になんでも相談できる、縦割りではない横割りの福祉総合相談窓口を設けるほか、それを支える各種専門職の支援ネットワーク、地域の社会福祉法人との連携の仕組みを作るよう目指します。また、そのための福祉関係職員・機関の研修を充実するよう努めます。
- 5 包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業実施へ向けた準備と組織づくり  
市民の地域生活課題を解決し、誰一人も“置いてきぼり”にしない包括的支援体制を整備するために、重層的支援体制整備事業を実施できる準備と組織づくりを進めます。